

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度について

《茨城県》

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】**(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除の額**

- ・高校等（修業年限が3年末満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

【重要（必ず確認願います）】

税の申告(確定申告)を行っていない場合は、就学支援金を受けられない場合がありますので、申請前までに令和2年分・令和3年分の所得について行うようにお願いします。(所得が無い場合も必要です。)

(ただし、所得が1か所からの給与所得のみで他に所得が無く、その勤務先で「年末調整」を行っている場合は確定申告は不要です。)

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、マイナンバー関係書類の再度の提出は不要です。※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1)公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2)私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、1.に記載した**算定式により計算した額**です。**(原則として両親2名の合算で判定)**

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

具体的な手続などについては裏面をご覧ください↓

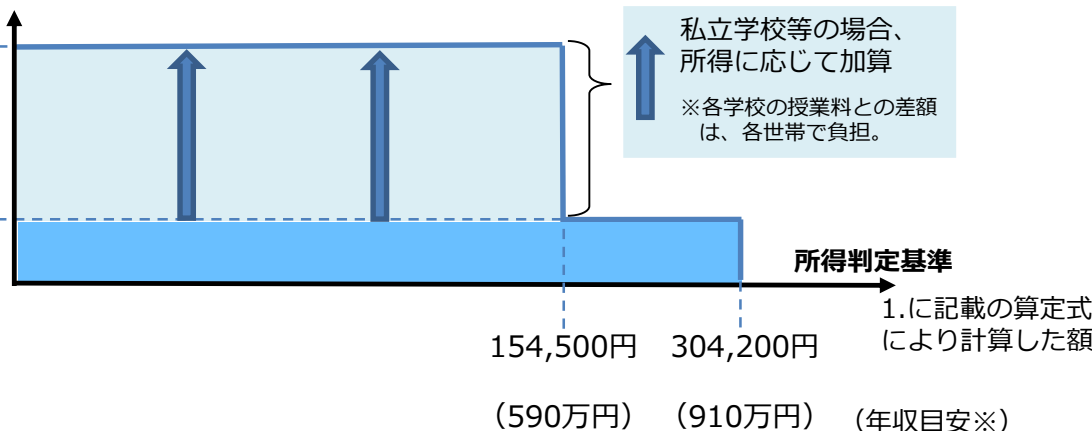
全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給額

39万6,000円

11万8,800円
(基準額)



4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

(2. 受給資格の認定のとおり、申請より前に、税の申告を済ませておくようお願いいたします。所得が1か所からの給与所得のみで他に所得が無く、その勤務先で「年末調整」を行っている場合は確定申告は不要です。)

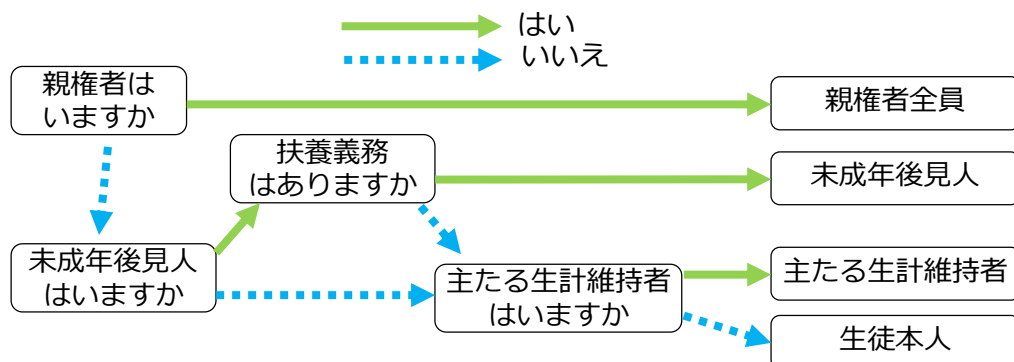
【必要書類】申請には、以下の書類が必要です。

- ①申請書
 - ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）
- ※他にも、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があるので、学校からの案内に沿って提出してください。

(注意事項)

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

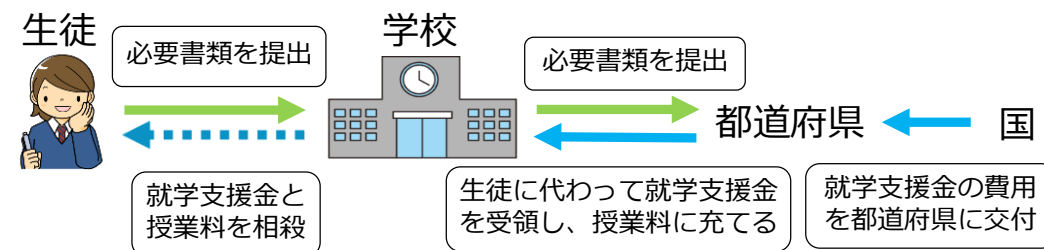
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

(国公立高校は授業料負担が実質0円になります。)

私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、**学校へ**お問い合わせ下さい。)



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

◆就学支援金と申請時期が異なります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、申請が必要です。

申請書類の提出先が、公立・私立その他の条件によって異なりますので、申請方法については、**通われる学校もしくはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

【例1】保護者等が茨城県在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学
⇒生徒の在学する学校に提出

【例2】保護者等が**茨城県外(※)**在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学
⇒**保護者の在住する県**に提出

(※ただし、保護者が埼玉・栃木・千葉に在住の場合は、生徒の在学する学校経由で**保護者の在住する県に提出可能**)

【問い合わせ先】

- ・茨城県立**公立**高等学校に係る修学支援制度について

茨城県教育庁総務企画部財務課 修学支援担当 電話番号：029-301-5169

- ・茨城県内の**私立**高等学校に係る修学支援制度について

茨城県総務部総務課 私学振興室 電話番号：029-301-2249